

# 身体的拘束最小化チーム設置要綱

松本中川病院

## 第1条(目的)

この要綱は、松本中川病院(以下「本院」という。)において抑制帯等の用具を使用の上で一時的に患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限(以下「身体的拘束」という。)を最小化するために設置する、松本中川病院身体的拘束最小化チーム(以下「最小化チーム」という。)に関し必要な事項を定める。

## 第2条(業務)

最小化チームは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 身体的拘束の実施状況の把握及び職員への定期的な周知
- (2) 身体的拘束を最小化するための指針の作成及び見直し並びに職員への周知
- (3) 身体的拘束の最小化に関する研修の定期的な実施その他患者の身体的拘束に関し必要な事項

## 第3条(構成)

以下のメンバーによって構成する。

- ① 診療部(医師)
- ② 看護部
- ③ 薬剤科
- ④ リハビリテーション科
- ⑤ 医事課
- ⑥ 医療安全委員会

2 上記以外でも病院長もしくは最小化チーム長が必要と認めたときは、医師等または外部より専門員を出席させることもできる。

## 第4条(最小化チーム長)

チーム長を置き、専任医師をもって充てる。

2 チーム長は、最小化チームに関する業務の状況、検討結果等について必要に応じて病院長に報告の上、意見を具申する。

4 チーム長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめチーム長の指名する構成員がその職務を代行する。

#### 第5条（最小化チーム会議）

本院の身体的拘束に関する事項を審議するため、松本中川病院身体的拘束最小化チーム会議（以下「最小化チーム会議」という。）を置く。

1回/3ヶ月

#### 第6条（最小化チーム会議の審議事項）

最小化チーム会議は、第2条各号に掲げる事項について審議する。

#### 第8条(雑則)

この要綱に定めるもののほか、最小化チームの運営及び業務の実施等に関し必要な事項は、最小化チームが別に定める。

#### 附則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

令和8年5月18日改訂